

令和8年度
相馬市公民館・相馬市民会館
事業計画



令和8年2月4日

目 次

・ 令和 8 年度相馬市公民館事業計画について

令和 8 年度	相馬市公民館事業実施概要	・ ・ ・ ・	1
令和 8 年度	相馬市中央公民館事業計画	・ ・ ・ ・	2
令和 8 年度	相馬市東部公民館事業計画	・ ・ ・ ・	4
令和 8 年度	相馬市大野公民館事業計画	・ ・ ・ ・	6
令和 8 年度	相馬市飯豊公民館事業計画	・ ・ ・ ・	8
令和 8 年度	相馬市八幡公民館事業計画	・ ・ ・ ・	10
令和 8 年度	相馬市山上公民館事業計画	・ ・ ・ ・	12
令和 8 年度	相馬市日立木公民館事業計画	・ ・ ・ ・	14
令和 8 年度	相馬市磯部公民館事業計画	・ ・ ・ ・	16
令和 8 年度	相馬市玉野公民館事業計画	・ ・ ・ ・	18

・ 令和 8 年度相馬市民会館事業計画について

令和 8 年度	相馬市民会館事業計画	・ ・ ・ ・	20
---------	------------	---------	----

・ 資料	・ ・ ・ ・	21
------	---------	----

令和8年度 相馬市公民館事業実施概要

1 努力目標

- (1) 安心して利用できる生涯学習の拠点として、社会教育指導員を活用した社会教育の向上、生活文化の振興、健康の増進を図りながら、市民の学習ニーズを捉えつつ、多様化する社会に対応した学習機会の提供に努め、地域に親しまれる公民館の活動と運営を推進します。
- (2) 市民の高齢化が進むなか、地域に引き継がれてきた伝統芸能・文化の保護や青少年健全育成の活動を進めることにより、地域を担う人材の育成を図り、健康で明るく、いきがいに満ちた地域づくりができる地域創生の拠点となるような公民館を目指します。

2 事業推進体制の整備

- (1) **社会教育指導員の配置と職員の資質向上**
社会教育指導員の知識や経験を活かし、各公民館活動の支援に努めます。
また専門職としての知識、技能を習得するため、日頃から自己研鑽に励み、関係機関主催の研修会に参加し資質の向上に努めます。
- (2) **公民館運営委員会機能の充実**
地域の学習ニーズを把握するために、地区公民館運営委員会等を活用します。
- (3) **公民館相互の連絡調整**
市内全公民館の連携を図るため館長会議等を定期的で開催し、情報の収集および意見の交換を行うことにより、情報を共有し、きめ細かい事業推進に努めます。

3 事業計画

- (1) **地域づくりを目指した公民館活動の推進**
 - ① **地域連携・学習支援の推進**
地域と連携し、子どもの学びサポート事業を活用した学習を支援します。
 - ② **講師の把握と活用**
地域における講師の把握に努め、積極的に活用し、多様な学習機会を提供します。
 - ③ **学習発表会の開催**
学習発表の機会を提供し、学習意欲の促進を図ります。
 - ④ **交通手段のない方への支援**
公民館が主催する「企画講座」に参加を希望する高齢者などに対して、送迎を行います。
- (2) **地域教育力の向上を目指した学習機会の拡充と情報発信**
 - ① 家庭教育講座、仲間づくりや体験学習などの学習機会を提供します。
 - ② 公民館だよりやSNS等を活用し、積極的な情報発信に努めます。
- (3) **特色ある公民館活動の推進**
地域住民が主体となって運営する各種「教室」の活動支援や、公民館が主催する地域住民の学習ニーズに応じた各種「企画講座」の実施に努めるとともに、地区ごとに培われてきた特色ある事業を継続・発展させることにより、各地区のコミュニティ形成を支援します。
- (4) **子ども科学フェスティバルの開催**
次世代を担う子どもたちに科学の楽しさや魅力を伝え、科学技術に対する興味、関心を高める機会を提供するため、市内外の企業や各種団体の協力を得ながら子ども科学フェスティバルを開催します。

令和8年度 相馬市中央公民館事業計画

1 努力目標

生涯学習・地域交流の場として、幅広い世代の市民が参加できるよう、各種教室の支援をするとともに、学習ニーズに応じた企画講座などの運営に努めます。

2 運営方針

- (1)人材の育成、地域づくりのために公民館事業の充実に努めます。
- (2)地域における講師の把握に努め、積極的に活用し、多様な学習機会を提供します。
- (3)自主学習グループの育成に努めます。
- (4)幅広い世代の市民が公民館活動に参加できるよう、企画講座の充実に努めるとともに、高齢者の送迎やキッズスペースの設置に取り組みます。
- (5)学習成果を発表する機会を設けることにより、学習意欲の高揚と地域の市民とのふれあいを図ります。

3 企画講座（公民館主催事業）

講座名	主な対象者	定員	期間	内容
家庭教育講座	成人	30	年4回	保護者向けの講義
バリスタ講座	成人	8	年6回	実習
相馬のお魚料理講座	成人	8	年3回	実習
お菓子・パン作り講座	成人	8	年4回	実習
フラワーアレンジ・寄せ植え講座	成人	20	年4回	実習
キャンドル作り講座	成人	15	年1回	実習
健康講座	成人	30	年3回	講義、実技など
歴史講座	成人	30	年3回	講義、関連施設見学
報徳講座	成人	30	年3回	講義、関連施設見学
自然講座	成人	30	年3回	講義、関連施設見学
中央こども教室	小学生	20	年12回	工作、調理、体験
施設見学体験講座	成人	20	年2回	市内スポーツ・文化施設見学体験
街中チャレンジ講座	成人・未成年	20	年2回	地域コミュニティづくり活動

※市民の学習ニーズなどにより適宜変更の可能性があります。

4 各種教室（自主運営事業）

(1)教養コース（4教室）

教室名	主な対象者	定員	期間	内容
女性の学びカフェ教室	女性	20	4月～3月	教養、社会・生活への理解を深める
中央シニアスクール	高齢者	20		教養、健康づくり
伝統文化こどもいけばな	未成年	15		実技・実習
こどもわくわくクッキング	未成年	12		実技・実習

(2)いきがづくりコース（11教室）

教室名	主な対象者	定員	期間	内容
絵手紙教室	成人	20	4月～3月	講義・実習
手編み教室		30		
陶芸教室（火曜）		16		
陶芸教室（金曜）		15		

書道教室		15		
オカリナ教室		30		
クレイアート教室		10		
パッチワークキルト教室		20		
民謡手踊り教室		15		
琴教室		10		
メロディーいけばな教室		20		

(3)健康づくりコース (13教室)

教室名	主な対象者	定員	期間	内容
3B体操教室(水曜)	成人	32	4月～3月	講義・実習
ストレッチ体操教室		20		
3B体操教室(金曜)		32		
気功教室		15		
社交ダンス教室		20		
武術太極拳教室(昼)		30		
武術太極拳教室(夜)		30		
太極拳教室(昼)		32		
太極拳教室(夜)		15		
チェアロビクス教室		20		
ヨガ教室(昼)		25		
ヨガ教室(夜A)		30		
ヨガ教室(夜B)		30		

5 その他

事業名	期間	内容
子ども科学フェスティバル	10月	体験・展示ブース
中央公民館学習展	11月	展示・体験・実技発表
地域ふれあい敬老会	9月	地区敬老会の実施
子どもの学びサポート事業	随時	講師派遣の調整
公民館だよりの発行	4月～3月	活動内容の情報提供

6 重点事業

①家庭教育講座の開催

子どもの教育は、学校と家庭が相互連携して行われることが重要であることから、保護者に対する学習活動の場として、家庭教育講座を開催します。

②学習展の開催

各種教室の活動内容を地区住民に発表することにより、教室生の学習意欲の促進を図るとともに地区住民の交流の場の提供に努めます。

7 学校、社会教育団体、地域組織との連携

小・中学校や地域組織と連携し、子どもの学びサポート事業や企画講座の開催に努め、さらに、生涯学習を目的とした地域の学習サークル活動を支援し、地域のコミュニティ形成を図ります。

令和8年度 相馬市東部公民館事業計画

1 努力目標

- ①地域の生涯学習の拠点として、教育の向上、生活文化の振興、健康の増進に努め、心身ともに豊かにそして生きがいのある人生となるように、地域ニーズに応じた生涯学習を推進していきます。
- ②地域のコミュニティセンターとして、地域住民に親しまれ気軽に立ち寄ることが出来る公民館づくりに努めます。

2 運営方針

- (1)地域のニーズに合致した教養、生きがい及び心身の健康増進・維持に繋がる教室等を安全に提供できるように取り組みます。
- (2)魅力ある事業推進を図るため、地元指導者等の把握と積極的な活用に取り組みます。
- (3)地域の結びつきを大切にする行事や講座等の開設に取り組みます。
- (4)生涯学習の推進に関する情報の収集・提供に積極的取り組みます。

3 企画講座（公民館主催事業）

講座名	主な対象者	定員	期間	内容
ウォーキング講座	成人	30	5、10月	健康づくり
シニアスポーツ教室	高齢者	30	11月	パークゴルフ大会
こども教室	小中学生	20	夏・冬休み	体験、教養、学力向上等
シルバー教室	高齢者	20	12月	教養、健康づくり講座等
美術鑑賞講座	成人	30	美術展期間	教養（美術館企画展の鑑賞）
美術教室	成人	20	5月～3月 複数回実施	教養（絵画、彫刻、鑑賞等）
スマートフォン講座	成人	8		基本操作、応用
お菓子づくり講座	成人	8	年4回	実習体験

4 各種教室（自主運営事業）

(1)いきがづくりコース（7教室）

教室名	主な対象者	定員	期間	内容
民謡教室	成人	15	5月～3月 毎月実施	練習・実技、発表等
歌謡教室		25		
川柳教室		20		
パッチワーク教室		10		
のびのび学級		30		
そば打ち教室		20	毎月2回	練習・実技
料理教室		20	毎月1回	練習・実技、会食

(2)健康づくりコース（7教室）

教室名	主な対象者	定員	期間	内容
バドミントン教室	成人	40	5月～3月 毎月実施	練習・実技、試合等
パークゴルフ教室		65		
卓球教室		25		
吹矢教室		20		
3B体操教室		15		
チェアロビクス教室		20		
盆ダンスクラブ		15		

5 その他

事業名	期間	内容
公民館学習発表会	10月	学習発表・作品展示・交流
敬老会事業		東部・中部(一部)合同による地区敬老会の開催
公民館だより発行	毎月1回	広報（各戸配布）
地域市民活動等	通年	地区環境整備事業支援、ボランティア活動支援
各種団体の育成・支援		区長会、東部老人クラブ協議会等支援、広報・助言等

6 重点事業

①健康増進・維持の取り組み

健康な心身を保てるよう、健康の増進、維持を目的とする教室の充実を図ります。創造性を高め介護・認知症予防に役立つ体験や運動機会を提供し、楽しみながら仲間づくりができるような環境を整えます。企画講座においては、交通弱者の方への送迎も継続して行います。

②地域コミュニティーの再生

東部行政区の人口は、東日本大震災により移転等で減少しましたが、公民館教室生による学習発表会と東部地区、中部地区（一部）の合同による地区敬老会の開催等やボランティア（社会貢献活動）への支援など、地域のコミュニティー再編に結びつく活動を継続して行います。また、地区の区長会や老人会、小中学校と公民館が連携して地域活性化に取り組みます。

7 学校、社会教育団体、地域組織との連携

(1)学校、地域との連携（子育て、児童、青少年事業）

①中村第二小学校、第二中学校、民生委員及び地域の方々等と連携、協力しながら、子供たちの体験学習、自主学習の支援及び子育て支援等を行います。

②中村第二小学校、第二中学校、地域と連携しながら学区内の教育力向上の一助になるように努めます。

(2)地域、各種団体等との連携

①地元の行政区を中心に、地区老人クラブ・中村第二中学校生徒の協力をいただき、花苗を道路等の花壇に植栽し、地域の環境美化に取り組みます。

②「公民館だより」で地域の行事等の情報を発信し、地域の活性化に取り組みます。

令和8年度 相馬市大野公民館事業計画

1 努力目標

地域住民の一人ひとりが健康で豊かな生活を送れることを目的とし、地域の生涯学習の拠点として交流促進の場として、各種教室の支援と充実を図り、地域に親しまれる公民館づくりに努めます。

2 運営方針

- (1)生涯学習の拠点として、人材の育成、地域づくり(地域コミュニティ形成)のために公民館事業の充実に努めます。
- (2)講座等の講師に地域に在住している各種人材の把握と積極的な活用を図ります。
- (3)自主運営学習グループ(各種教室)の育成に努めるとともに、多くの住民が公民館活動に参加してもらうための企画講座の充実を図ります。
- (4)大野ギャラリーなど学習成果を発表する機会を設け、学習意欲の向上及び地域住民への学習機会の情報提供及び交流を図ります。

3 企画講座(公民館主催教室)

講座名	主な対象者	人員	期間	内容
サマースクール	小学生	20	年1回	各種体験等(5講座)
スマートフォン講座	成人	8	年6回	基本操作、利活用など
相馬のお魚料理講座	成人	8	年3回	実習
親子お菓子作り講座	親子	8組	年1回	親子(家族)での実習
お菓子作り講座	成人	16	年1回	実習
そば打ち講座	成人	12	年9回	実習
健康料理講座	成人	20	年1回	実習

4 各種教室

(1)教養コース(1教室)

教室名	主な対象者	人員	期間	内容
豊齢者教室	高齢者	60	5月～3月	一般教養、健康保持・世代間交流を深める

(2)いきがづくりコース(12教室)

教室名	対象者	定員	期間	内容
生花教室	成人	20	5月～3月	講義・実習・発表
一閑張り教室		15	5月～3月	実習・発表
歌声教室		30	5月～3月	練習・発表
木彫り教室		12	5月～3月	講義・実習・発表
習字教室		20	5月～3月	講義・実習・発表
手芸教室		20	5月～3月	実習・発表
ハーモニカ教室		15	5月～3月	練習・発表
パン教室		16	5月～3月	講義・実習
フラワーアレンジメント		18	5月～3月	講義・実習・発表
中高年のやさしいピアノ		10	5月～3月	練習・発表
料理教室		20	5月～3月	講義・実習
女声コーラス教室	成人女性	30	5月～3月	練習・発表

(3)健康づくりコース（8教室）

教室名	対象者	定員	期 間	内 容
ウォーキング教室	成人	30	5月～3月	講義・実習
3 B 体操教室		20	5月～3月	練習・発表
社交ダンス愛好会		30	5月～3月	練習・発表
太極拳教室		30	5月～3月	練習・発表
パークゴルフ教室		75	5月～3月	練習・競技
ピンポン教室		30	5月～3月	練習
さわやか教室		20	5月～3月	練習・発表
よさこい教室	制限無	30	5月～3月	練習・発表

5 その他

事業名	対象者	期 間	内 容
生き活きふれあいまつり	教室生	11月	学習発表・作品展示・交流・バザー
公民館だより発行	地区住民	毎月1回	広報(各戸配布)
ふれあい敬老会	75歳以上	9月	敬老祝い、演芸会(地区内団体)
大野地区パークゴルフ大会	地区住民	10月	健康増進、住民交流
各種団体の育成・支援	地区住民	通年	指導・助言、施設利用

6 重点事業

①常設展示コーナー（大野ギャラリー）運営事業等

公民館教室の創作活動の活性化と、公民館利用者の創作活動に取り組む契機とするため、常設の大野公民館教室作品展示コーナーの充実に努めます。また、公民館まつり、はまなす館まつり、図書館のプチミュージーコーナー等での展示の機会を設けます。

②健康づくり事業

地域住民の健康保持・増進に資するため、大野行政区対抗のパークゴルフ大会、老人クラブを対象にグラウンドゴルフ大会を開催し、健康づくりや地域住民交流の場を提供します。

③サマースクール（全5回）と親子教室（冬休み）の家庭教育事業

小学生を対象に夏休みを利用して体験型講座を開講し、地元企業と連携したキャリア教育、教育支援施設への見学学習、公民館教室生の協力による親子で「お菓子づくり」等を体験し、家族の絆を深め、また世代間の交流を図ります。

7 社会教育団体・地域組織との連携

(1)学校との連携

小中学生を対象とした公民館主催事業にあたり、企画内容協議、募集協力を依頼するとともに、児童の地域学習(まち探検)や自然学習等の活動支援に努めます。

(2)地域の社会団体との連携

①地元行政区長を中心に豊齢者教室生などと一緒に地区内道路の沿線等花を植栽し、地域の環境美化活動を実施します。

②大野地区区長会、民生児童委員協議会、各団体と連携し情報共有に努めます。

令和8年度 相馬市飯豊公民館事業計画

1 努力目標

生涯学習の拠点として住民のニーズを的確に把握し、講座や学級の充実を図るとともに、地域の子供たち、高齢者及び教室生相互のふれあい、世代間交流に努めます。

2 運営方針

- (1) 学習活動の楽しさを体験することで、学習の輪が広がるように努めます。
- (2) 学習グループの開設、育成、存続、支援に努め、各種講座の開設を図ります。
- (3) 地域住民が気軽に集える施設、各種団体の身近な活動拠点、様々な世代のつどいの場、また、幅広い年齢層が利用できる施設として環境づくりに努めます。
- (4) 学校、各種団体、地域住民などとの連携を強化し、各種事業の推進を図ります。

3 企画講座（公民館主催事業）

講座名	主な対象者	定員	期間	内容
芸術鑑賞講座	成人	20	年2回	美術館等芸術鑑賞
高齢者講座	高齢者	50	4月～12月	各種講座・パークゴルフ
スマートフォン講座	成人	8	7月～8月	初心者向けの基本操作
ハゼッ子教室	児童・保護者	30	6月～2月	3～6年生、体験学習等
美文字講座	成人	20	6月・10月	講義・実習
お菓子作り講座	成人	8	6・11・2月	講義・実習
珈琲講座	成人	8	9月・1月	講義・実習
そば打ち講座	成人	15	11月～12月	講義・実習
お正月生け花講座	成人	20	12月	講義・実習
ウォーキング講座	成人	20	年3回	屋外実習

4 各種教室（自主運営事業）

(1) いきがいづくりコース（8教室）

教室名	主な対象者	定員	期間	内容
生け花教室	成人	20	5月～3月	講義・実習
絵手紙教室		20		
女声コーラス教室		30		
中高年のやさしいピアノ教室		20		
俳句教室		10		
フラワーレッスン教室		20		
民謡踊り教室		20		
料理教室		16		

(2)健康づくりコース (9教室)

教室名	主な対象者	定員	期間	内容
気功教室	成人	20	5月～3月	講義・実習
3B体操教室		20		
女子卓球教室		20		競技
ストレッチクラブ教室		20		講義・実習
パークゴルフ教室		40		競技
ピンポン教室		20		
骨太けんこう体操教室		20		実習
ヨーガA教室 (午前)		20		講義・実習
ヨーガB教室 (午後)		20		

5 その他

事業名	期間	内容
公民館まつり (学習発表会)	10月	学習発表・作品展示・住民交流
公民館だよりの発行	4月～3月	公民館事業・活動の広報 (全戸配布)
地域ふれあい敬老会	9月	地区敬老会の実施
各種団体の育成支援及び協働	随時	地区内各団体の活動支援・連絡調整

6 重点事業

①ハゼッ子教室の開催

飯豊小学校3～6年生児童を対象に「ハゼッ子教室」を開催し、体験学習や集団活動を通じて、学年をこえた協力を学び、豊かな心や社会性を育成できるよう、保護者、高齢者等と協力しながら進めます。

②公民館まつりの開催

公民館教室生の学習発表会として「公民館まつり」を開催し、各種教室の活動内容を発表するとともに、展示等で公民館活動の情報を提供し、教室生の学習意欲の向上や地区住民の交流を図ります。

7 学校、社会教育団体、地域組織との連携

①小学校・幼稚園との連携

飯豊小学校・飯豊幼稚園と連携し、児童の「ハゼッ子教室」への参加や、児童・園児の公民館まつりや地域ふれあい敬老会への参加・作品展示を通じて、地域住民との交流を深めます。

②地域の社会団体との連携

地区区長会や民生委員協議会をはじめ、老人クラブ等地域組織との連絡連携を密にし、情報共有して、地域住民が集まる施設、各種団体の活動拠点としての役割を果たしていきます。

令和8年度 相馬市八幡公民館事業計画

1 努力目標

- (1)地域の生涯学習施設及びコミュニティセンターとして、各種の学習事業や文化活動に誰もが気軽に参加できる環境を整え、健康で生きがいを感じる豊かな人生を送れるように地域のニーズに応じた生涯学習を推進します。
- (2)魅力ある公民館活動の推進を図るため、幅広い年齢層の方が参加しやすい講座等を随時開催できるように、地域との結びつきを大切にし、情報を幅広く収集・分析して提供できる体制づくりに努めます。

2 運営方針

- (1)多様化する地域のニーズや高度化する社会の状況に対応するため、講座については学習内容を十分に検討しながら講座等の開設に取り組みます。また、自主学習グループへの支援等にも努めます。
- (2)「学習成果の発表機会」及び「地域住民との交流機会」の提供に努めます。

3 企画講座（公民館主催事業）

講座名	主な対象者	人員	開催回数	内容
そば打ち講座	成人	10	年8回	実習
お菓子づくり講座	成人、児童 ・保護者	10	年3回	実習
剪定講座	成人	10	年1回	講義・実習
パン作り講座	成人	6	年1回	実習
ウォーキング講座	成人	30	年3回	屋外実習
珈琲講座	成人	8	年3回	講義・実習
陶芸講座	成人、児童 ・保護者	10	年1回	実習
健康料理講座	成人	10	年1回	講義・実習
ふるさと伝承講座	八幡小児童	—	4・5月	盆唄の笛・太鼓・唄の学習
化石を探検してみたい	児童・保護者	5組	年1回	化石採掘等

※地区住民の学習ニーズなどにより適宜変更の可能性があります。

4 各種教室（自主運営事業）

(1)いきがいつくりコース（8教室）

教室名	主な対象者	人員	期間	内容
料理教室	成人	10	5月～3月	練習・実技・実習
生花教室		10		
水墨画教室		10		
和布教室		20		
ハーモニカ教室		10		
フルート教室		10		
安来節教室		15		

歌 声 教 室		20		
---------	--	----	--	--

(2)健康づくりコース (7教室)

教室名	主な対象者	人員	期 間	内 容
3 B 体 操 教 室	成 人	20	5月～3月 (一部4月より)	練習・実技・実習
パークゴルフ教室		50		
はつらつ健康体操教室		15		
ウォーキング教室		30		
夜の卓球教室		15		
卓 球 教 室		15		
華 の 道 太 極 拳		15		

5 その他

事業名	期 間	内 容
八幡地区ふれあい敬老会・公民館まつり	9月	敬老会・学習成果の発表と地域住民との交流
公民館だよりの発行	4月～3月	学習情報の提供（各戸配布）
みどりのふれあい広場	8月	夏休みの学習やボランティアスタッフとの交流
流しそうめん大会・もちつき大会	8月・11月	地域での世代間交流

6 重点事業

①ふるさと伝承教室

八幡小学校の児童が、相馬盆唄の笛・太鼓・唄を地域の経験者から学び、その成果を春の運動会での披露するため「ふるさと伝承講座」で学習する機会を設けて、ふるさとに伝わる文化を大切にしていきます。

②ふれあい敬老会・公民館まつりの合同開催

各種教室の活動内容を地区住民に発表することにより、教室生の学習意欲の促進を図るとともに、敬老会対象の方々を地区全体でお祝いし、敬老会と公民館まつりを大いに盛り上げていくため昨年度に引き続き合同開催を行います。

③夏休みの流しそうめん大会・「みどりのふれあい広場」の開催

恒例となりました夏休みの流しそうめん大会や「みどりのふれあい広場」によります夏休みの勉強会や、秋のもちつき大会等のイベントを行いたくさんの地域の子どもたちや保護者の方々に参加いただき世代間交流をはかります。

7 学校、社会教育団体、地域組織との連携

①八幡小学校をはじめ、地域の方々と連携しながら、企画講座等に関する募集・チラシの配布・

集約などの協力をいただきながら地域の方々が参加したいと思うイベントを開催するとともに、八幡小学校や地域の方々とともに、児童の健全な育成を図るよう努めます。

②「公民館だよりに」で地域の行事等や公民館活動の情報を発信し公民館の活性化を図ります。

③地元行政区長と連携し、道路沿線の花壇に花苗を植栽し、地域の環境美化に取り組みます。

令和8年度 相馬市山上公民館事業計画

1 努力目標

地域の生涯学習拠点として住民の多様化する学習ニーズに応じた講座を企画するとともに、地域にとって最も身近な交流の場となるよう住民に親しまれる公民館づくりを目指します。

2 運営方針

- (1) 地域住民が生涯学習の楽しさや日常生活の充実を体感できる公民館を目指します。
- (2) 高齢者の健康維持や生きがい創出に結び付く講座の充実を図ることで、健康長寿社会の一翼を担う公民館づくりに努めます。
- (3) 次世代を担う子どもたちの育成や支援する環境づくりを図るため、学校や地域の各種団体との連携強化に取り組みます。
- (4) 地域に眠る人材・文化・歴史・自然環境等の掘り起こしを図り、地域への還元に努めます。

3 企画講座（公民館主催事業）

講座名	主な対象者	人数	期間	内容
料理講座	成人	6	随時	講義・実習
コーヒー講座	成人	10		
陶芸講座	成人	15		
里山ハイキング講座	成人	15	4月～11月	近郊の軽登山・ハイキング
ふるさと講座	成人	20	随時	自然・歴史探訪・施設見学
教養講座	成人	20	随時	地域の良さを知る講義
モルック講座	高齢者	20	随時	実技（生涯学習課連携）
歌声喫茶講座	高齢者	20	随時	実習
仲間づくり講座	親子	10	夏季休暇等	体験学習・ものづくり等

4 各種教室（自主運営事業）

(1) 教養コース（1教室）

教室名	主な対象者	人数	期間	内容
高齢者教室	高齢者	30	随時	教養講座

(2) いきがいづくりコース（8教室）

教室名	主な対象者	人数	期間	内容
手芸教室	成人	10	4月～3月	講義・実習
俳句教室	成人	15		
紅会（日本舞踊）	成人	10		
民謡教室	成人	15		
民武教室	成人	10		
混声合唱	成人	10		
スコップ三味線	成人	10		
eスポーツ交流会	児童・高齢者	20	4月～3月	実習・世代間交流

(3)健康づくりコース (2教室)

教室名	主な対象者	人数	期間	内容
山上元気モール	成人	20	4月～3月	実技(軽い運動等)
ニュースポーツ教室	成人	20	4月～3月	実技 (ボッチャ・スカットボール等)

5 その他

事業名	期間	内容
公民館だより発行	毎月	広報(各戸配布)
学習発表会	9月	同時開催
敬老会	9月	
ボッチャ大会 やまびこ広場	11月	地区ふれあい体育大会 (ボッチャ・グラウンドゴルフ・輪投げ)
塩手山山開き	11月	山開き
各種団体の育成・支援	通年	助言など

6 重点事業

(1)ボッチャ大会・やまびこ広場交流事業の開催

子どもから高齢者まで地域住民が広く参加する山上地区最大の恒例行事として重要な世代間交流事業と位置付けており、ボッチャやグラウンドゴルフ等のスポーツを通じて世代を超えた親睦を図ることで地域の活性化に努めます。

(2)塩手山山開きの開催

市観光協会・塩手山整備実行委員会・山歩会と連携し、山上地区のシンボリック的存在である塩手山の山開きを開催し、地域振興及び登山による健康促進を図ります。市内外に広くPRすることで地元以外の一般参加者も募り、市内観光の一助に取り組みます。

(3)ニュースポーツ教室の開催

軽い運動で楽しむことができるボッチャやスカットボール、モルックなどのニュースポーツを通じて高齢者の健康増進や介護予防を図ります。また他地区との交流戦による地域間交流を目指して、各公民館との連携に努めます。

(4)e スポーツ交流会の開催

世代を超えて楽しむことができるゲームの利点を活かし、高齢者と子どもたちの交流の場をつくることを目指します。また指先と頭脳を使うゲームにより高齢者の認知症予防を図ります。

7 学校、社会教育団体、地域組織との連携

(1)小学校と連携し、子どもたちにも身近に感じてもらえる公民館づくりを目指します。

(2)地域内の青少年健全育成市民会議・体育振興会・防犯協会など各種団体との連携を強化しボッチャ大会・やまびこ広場交流事業を開催します。

(3)老人クラブと連携し、高齢者が家から出て気軽に遊びに来れる公民館づくりを目指します。

(4)公民館だよりが地域と公民館との橋渡しになることを目指し、地域内の各種団体と常に交流と連携を図り、身近な話題を紙面づくりに活かします。

令和8年度 相馬市日立木公民館事業計画

1 努力目標

生涯学習・地域交流の場として、多くの市民が参加できるよう、各種教室の支援をするとともに、学習ニーズに応じた企画講座などの運営に努めます。

2 運営方針

- (1) 地区住民に親しまれ、気軽に参加活用してもらえる公民館づくりに努めます。
- (2) 次世代を担う子どもたちの育成支援事業に積極的に取り組みます。
- (3) 世代間交流活動に取り組み地域連帯意識の向上と地域の活性化に努めます。
- (4) 学習成果を発表する場を設け、学習意欲の向上と地域住民との交流を図ります。

3 企画講座

講座名	対象者	人員	期間	内容
芸術鑑賞講座	成人	20	年2回	美術館等芸術鑑賞
教養・文化講座	成人	20	年5回	伝承館見学など
スマートフォン講座	成人	8	年2回	初心者向けの基本操作
お菓子作り講座	成人・日立木小児童・保護者	8	年4回	季節のお菓子作り等
健康・福祉講座	成人	20	年3回	生涯学習課出前講座
健康体操講座	成人	15	年3回	体操体験
そば打ち講座	成人	10	年3回	そば打ち体験
フラワーアレンジメント講座	成人	10	年2回	講義・実習
小学生向け教養講座	日立木小児童	10	年5回	体験学習等
ウォーキング講座	成人	15	年1回	屋外実習

4 各種教室

(1) 教養コース (3教室)

教室名	対象者	人員	期間	内容
すみれ学級	成人女性	15	5月～ 3月	教養、体験学習等
高齢者教室	高齢者	40		心・体の健康づくり等
母子草教室	小学2年～中学3年生	20		習字(毛筆・硬筆)

(2) 生きがいづくりコース (9教室)

教室名	対象者	人員	期間	内容
書道教室	成人	10	5月～ 3月	講義・実習
園芸教室		20		
パッチワーク教室		10		
生け花教室		10		
料理教室		5		
民謡教室		10		
ペーパークラフト教室		10		
そば打ち教室		15		
絵手紙教室		15		

(3)健康づくりコース (3教室)

教室名	対象者	人員	期間	内容
3 B 体操教室	成人	18	5月～ 3月	実技
ハイキング教室		18		
パークゴルフ教室、交流大会		40		実技・大会

(4)その他

事業名	期間	内容
公民館学習展	11月	学習発表・地域交流
公民館だより	毎月発行	広報(各戸配布)
三世代交流会(お祭り広場)	11月ごろ	青少年健育交流
各種団体の育成支援	随時	支援・助言・連携協働
ふれあい敬老会	9月	敬老会(演芸会)

5 重点事業

①少年仲間づくり教室

小学生を対象に、子どもたちの健全育成を目指し、体験学習や集団活動などを通して、子どもたちの社会性の育成や仲間づくりを進めていきます。

②青少年健全育成活動

青少年健全育成日立木地区連絡協議会の各種事業を協働で実施し、地域交流活動、道路美化活動や三世代交流会等で各行政区の地域と世代間の交流を図ります。

6 学校・社会教育関係団体との連携

(1)学校との連携その具体策

①小学校と連携し、「少年仲間づくり教室」等を実施します。

②小学校と連携し、「三世代交流会」等を開催します。

③小学校で実施する社会科見学などへの協力に努めます。

(2)地域の社会教育団体との連携

①長寿会と連携し、高齢者教室を開催し、市天然記念物の松並木の草刈、健康講座、グラウンドゴルフ大会、パークゴルフ大会を実施します。

②女性団体と連携し女性学級(すみれ学級)を実施します。

③公民館の各教室と地域の文化団体が連携し、敬老会のアトラクションへの協力に努めていきます。

令和8年度 相馬市磯部公民館事業計画

1 努力目標

地域の生涯学習・交流の場として、誰でも気軽に公民館へ足を運べるように、地域住民の要望を考慮し魅力ある企画講座の提案や学習環境の整備に努めるとともに、人口減少や少子高齢化など地域の課題に対応した公民館活動を目指します。

2 運営方針

(1)地域の学習拠点としての機能発揮

①住民の多様な学習意欲に応じた講座などの開催に努めます。

②公民館教室活動成果の地域への還元を支援します。

(2)地域の交流拠点としての機能発揮

「地域をつなぐ」「世代をつなぐ」ため、学校や各種団体との連携を強化し、地域コミュニティの維持・形成を支援します。

(3)地域の安心の拠点としての機能発揮

市民課出張所と避難所の機能を併せ持つ公民館として、いつでも安心・安全に活用できるよう施設の維持管理を心がけます。

3 企画講座（公民館主催事業）

講座名	主な対象者	人員	期間	内容
芸術鑑賞講座	成人	15	年1回	実習
スマートフォン講座	成人	6	年1回	初心者向けの基本操作など
お菓子作り講座	成人	8	年2回	講義・実習
パン作り講座	成人	8	年2回	講義・実習
料理講座	成人	12	年3回	講義・実習
フラワーデザイン講座	成人	10	年2回	講義・実習
健康麻雀講座	成人	16	年12回	講義・実習
高齢者講座	高齢者	10	年1回	講義
健康体操講座	成人	12	年2回	実習
そば打ち体験講座	成人	6	年1回	実習
ウォーキング講座	成人	15	年2回	実習
いそべ絆づくり事業	小学生・保護者	10	夏季	家族体験学習・地域児童による体験学習

※市民の学習ニーズなどにより適宜変更の可能性があります。

4 各種教室（自主運営事業）

(4)教養コース（1教室）

教室名	主な対象者	人員	期間	内容
お茶教室	成人	20	5月～3月	講義・実習

(5)いきがづくりコース（6教室）

教室名	主な対象者	人員	期間	内容
編み物教室	成人	10	5月～3月	講義・実習
カラオケ教室		20		
トールペイント教室		10		
民舞踊教室		10		

パッチワーク教室		10		
ハーモニカ教室		10		

(6)健康づくりコース (6教室)

教室名	主な対象者	人員	期間	内容
3 B 体操教室	成人	10	5月～3月	講義・実習
太極拳教室		10		
卓球教室		10		
健康ピンポン教室		10		
パークゴルフ教室		30		
グラウンドゴルフ教室		20		

5 その他

事業名	期間	内容
教室発表会	9月	学習発表・作品展示・交流
地域ふれあい敬老会	9月	地区敬老会
公民館だよりの発行	4月～3月	活動内容の情報提供

6 重点事業

(1)いそべ絆づくり事業

遊びや身近な食に関する体験学習の機会を提供し、家族や地域との交流を深めていきます。

(2)各種企画講座の開催

「企画講座に関するアンケート調査結果」などから、地域住民の学習意欲を満足させる内容の講座を開講します。

7 学校、社会教育団体、地域組織との連携

(1)学校との連携

民舞踊教室生が小学生に「相馬盆踊り」中学生に「磯部の手踊り」をそれぞれ手ほどきし、ともに踊りながら後世に伝統を継承していきます。

(2)社会教育関係団体との連携

①磯部地区盆踊り

磯部地区盆踊り実行委員会と連携しながら、地区のコミュニティづくりに欠かせない伝統行事「磯部地区盆踊り」の開催を支援します。

②オレンジカフェ

認知症の方への支援や高齢者の孤立予防のため社会福祉協議会主催により実施している事業を支援します。

③地区環境美化運動

行政区長を中心に老人クラブ等と連携しながら、地区内の花壇等に県から提供される花苗を植栽する「地区環境美化運動」を支援します。

令和8年度 相馬市玉野公民館事業計画

1 努力目標

- (1)地域の生涯学習や健康づくりの拠点として、地域住民のニーズの把握と地域住民に親しまれる公民館運営を目指します。
- (2)地域の拠点施設として利用しやすい施設となるように環境整備を図ります。
- (3)地域の家庭や各種団体との連携に努め、よりよい地域社会づくりにつながる公民館運営を目指します。

2 運営方針

- (1)中央公民館や他地区公民館との連携を図り、公民館活動の活性化に努めます。
- (2)各種教室や講座等を通じて地域住民と交流を深め、ニーズにあった教養や健康、いきがいの増進へ繋がる事業実施に努めます。
- (3)アンケートによる意向調査を実施し、企画講座の企画立案を検討しながら参加意欲や満足度向上が期待できる講座を実施します。

3 企画講座

講座名	主な対象者	人員	回数	内容
福祉けん玉、ポッチャ、e-スポーツ等	成人及び 高齢者	10	年8回	筋力・脳力トレーニング
調理実習		8	年2回	実習（レシピを作成）
スマートフォン講座		8	年1回	基礎・応用編等
インテリア・アレンジメント講座		10	年2回	製作
スコップ三味線講座		10	年8回	演奏（演歌等）
施設見学体験講座		20	年1回	市内・近隣の施設見学

4 各種教室

(1)教養コース

教室名	対象者	人員	回数	内容
ペーパークラフト教室	成人及び 高齢者	10	年8回	製作（バック等）

(2)健康づくりコース

教室名	対象者	人員	期間	内容
パークゴルフ教室	成人及び 高齢者	20	4月～11月	練習・競技
ラージボール教室		10	4月～3月	
骨太けんこう体操		10		体操
ちょこっとダンス教室		10	年8回	ダンス

(3)いきがづくりコース

教室名	対象者	人員	期間	内容
健康マージャン教室	成人及び高齢者	5	4月～3月	認知症予防

5 その他

事業名	期間	内容
地域市民活動	6月	地区環境美化活動
地域ふれあい敬老会	9月	地区敬老会の実施
公民館だよりの発行	4月～3月	活動内容の情報提供

6 重点事業

- ①各種教室継続実施のため、公民館だよりの参加者募集掲載や各教室の環境整備に努めます。
- ②教室や企画講座の学習成果を、館内展示や地域ふれあい敬老会披露により参加者の増員や、意欲向上に努めます。

7 社会教育団体・地域組織との連携（地域社会教育団体との連携）

(1)学校との連携

- ①企画講座の周知や協力を状況に応じて山上小学校と連携強化を図ります。

(2)地域組織との連携

- ①行政区長及び農地水環境保全会と連携を図り、道路の沿線等に花苗を植える環境美化活動に取り組みます。
- ②玉野地区区長会、民生児童委員会、保健協力員、防犯協会、社会福祉協議会等との連携を図り、公民館だより掲載による必要な広報活動に努めます。
- ③社会福祉協議会と連携を図り、オレンジカフェ健康座談会の広報に務め、認知症の予防や孤独防止を推進します。

議案第2号 令和8年度相馬市民会館事業計画について

令和8年度 相馬市民会館事業計画

1 努力目標

- (1) 「使いたい・使いやすい」市民会館、そして身近な文化振興の拠点となる施設を目指し、利活用促進を図ります。
- (2) 利用者が安全に安心して利用できるよう、市民会館の適正な管理運営に努めます。

2 運営方針

- (1) 職員それぞれが考え創意工夫し、市民会館の利活用促進に向けて行動します。
- (2) 「使いたい・使いやすい」を意識し、利用者に寄り添った接客をします。
- (3) 施設を適正に維持管理し、いつでも安全に安心して利用できる環境を提供します。

3 事業内容

(1) 施設の利活用促進について

① 自主事業の開催

- ・ 職員自らの創意工夫による自主事業の企画・開催に努めます。
- ・ コンサートや講演会など、文化事業の誘致に努めます。

② 新規利用者の確保

- ・ 幼稚園や学校、公民館などの市役所関係各課等と連携し、新規利用者の確保に努めます。
- ・ 屋外スペースを活用した地域の活性化を促進するイベントなど、新規利用者の確保に努めます。

③ 広報活動

- ・ 広報そうま（毎月15日号）、市ホームページ、地域情報誌、会館内外の掲示板、市SNS、各公民館等に市民会館の主な催し物を掲示するなど、市民会館利用に関する適切な情報開示に努めます。

④ 接遇の向上

- ・ 市民会館接遇方針に基づき、職員の接遇向上に努めます。

(2) 設備等の管理・運用

- ① 市民会館設備等の定期保守点検と日常的な巡回点検を行い、設備の不具合や破損等の早期発見に努めます。また、経年劣化した設備等への修繕など計画的に行います。
- ② 各設備等の運用に関し、研修を通じて職員の知識向上に努めるとともに、設備の操作方法を利用者が安全かつ適切に利用できるよう分かりやすい説明を行います。
- ③ 市民会館運営にかかる水道光熱費等の無駄な出費を抑制し、維持管理経費の節減に努めます。

資料編

相馬市公民館運営審議会規則

第一条 相馬市公民館条例（昭和三十九年相馬市条例第三十六号）第七条に定める公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長一名及び副委員長二名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

第二条 委員長は、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、代行する。

第三条 審議会の会議は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集する。

2 定例会は、年二回とし、臨時会は必要と認めたとき、又は委員の四分の一以上の要求があつたときこれを招集する。

3 会議は、委員の三分の一以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

5 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第四条 審議会は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に定めるもののほか、相馬市民会館の運営に関する事項について審議するものとする。

第五条 審議会に小委員会を設けることができる。

第六条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

相馬市公民館運営審議会の委員の委嘱基準について

相馬市公民館条例（昭和三十九年相馬市条例第三十六号）第七条第二項に規定する相馬市公民館運営審議会の委員に委嘱する基準を次のとおり定める。

一 相馬市公民館運営審議会の委員は、次の団体が推薦した者に委嘱するものとする。

ア 相馬市内小・中学校長会	一人
イ 福島県立相馬高等学校	一人
ウ 福島県立相馬総合高等学校	一人
エ 相馬市立学校PTA連絡協議会	一人
オ 相馬市社会福祉協議会	一人
カ 相馬市文化団体連絡協議会	一人
キ 相馬市女性団体連絡会	二人
ク 相馬市区長会	一人
ケ 相馬市体育協会	一人
コ 地区公民館運営委員会	八人

二 地区公民館運営委員会とは、東部、大野、飯豊、八幡、山上、日立木、磯部、玉野のそれぞれの地区公民館の委員会をいう。

相馬市公民館処務規程

第一条 中央公民館及び各公民館(以下総称して「公民館」という。)の事務処理及び職員の服務は、法令その他に定めるものを除いては、この訓令の定めるところによる。

第二条 事務は、中央公民館長(以下「中央館長」という。)又は各公民館長(以下「地区館長」という。)の決裁を経て執行しなければならない。

2 中央館長又は地区館長に事故があり、又は欠けたときは、その職の代理をするものにこれを準用する。

第三条 中央館長、地区館長及び職員が新たに採用された場合又は転補を命ぜられた場合は、辞令受領後七日以内に着任しなければならない。ただし、特別の事情により承認を得た場合は、この限りでない。

第四条 中央館長、地区館長及び職員が転補又は退職したときは、所管の事務を後任者に引継ぎ、中央館長は部長に、地区館長は中央館長に、職員はその所属する館長に、その旨届け出なければならない。

第五条 文書の施行は、公民館名又は中央館長名若しくは地区館長名をもつて行うものとする。

第六条 中央館長及び地区館長は、毎年翌年度において実施すべき事業計画を作成し、二月末日までに地区館長は中央館長に、中央館長は教育長に提出し、承認を受けなければならない。

第七条 公民館の開館は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の運営上必要と認めるときは、中央館長又は地区館長において変更することができる。

第八条 公民館の事業を処理するため中央公民館に次の係を置く。

庶務係

指導係

第九条 前条による係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

庶務係

- 一 職員の勤務に関すること。
- 二 公印に関すること。
- 三 予算及び経理に関すること。
- 四 物品の出納保管に関すること。
- 五 文書の取扱いに関すること。
- 六 広報に関すること。
- 七 施設設備の管理及び保全に関すること。
- 八 公民館運営審議会に関すること。
- 九 教育機関団体の連絡に関すること。
- 十 相馬市コミュニティセンターに関すること。
- 十一 その他、他の係に属さない事務に関すること。

指導係

- 一 事業計画に関すること。
- 二 各種学級講座、講習会、講演会等に関すること。
- 三 体育、レクリエーションに関すること。
- 四 その他、社会教育団体に関すること。

第十条 公民館に館長のほか、係に係長を置く。

2 公民館に主幹、館長補佐、主任主査、主査及び主事を置くことができる。

第十一条 中央館長は部長の、地区館長は中央館長の命を受け館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受け、その分掌事務を掌理する。

3 館長補佐は、館長を補佐し、館の事務を整理する。

4 主任主査は、上司の命を受け、所掌事務を整理する。

5 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、係員を指揮する。

6 主査は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

7 係員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

第十二条 中央館長及び地区館長は、公民館の警備及び防火の計画についてその意見を、地区館長は中央館長に、中央館長は、部長に申し出なければならない。

第十三条 公民館又はその附近に火災その他非常の事態が発生したときは、公民館長及び職員は速やかに登館し、応急の処置をとらなければならない。

第十四条 相馬市中央公民館之印、相馬市中央公民館長之印、相馬市各地区公民館之印及び相馬市各地区公民館長之印を次のとおり定める。



第十五条 往復文の記号は、会計年度に相当する数字の次に「相教公」の記号を表示し、会計年度ごとに番号を付
けなければならない。ただし、軽易な文書については、番号に代えて「号外」と表示することができる。

第十六条 すべての文書は、別表に定める文書分類表により分類整理する。

第十七条 この訓令に定めるもののほか、事務処理及び職員の服務については、相馬市の関係規程を準用する。

相馬市の休日を定める条例(抜粋)

(市の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものでない。

社会教育法 第5章 公民館（抜粋）

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の認証する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

（公民館の職員）

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

（公民館の職員の研修）

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和22年法律第68号）第241条の基金を設けることができる。

(会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第232条の2の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第20条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

相馬市民会館条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき、当市の歴史ある文化の継承と発展を図り、産業の振興及び市政の発展に寄与するため、相馬市民会館（以下「市民会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第二条 市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 相馬市民会館

位置 相馬市中村字北町五一番地の一

(管理)

第三条 市民会館は、市長が管理する。

(開館時間)

第四条 市民会館の開館時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第五条 市民会館の休館日は、十二月三十一日及び一月一日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第六条 市民会館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、市民会館の管理上必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第七条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民会館の利用を許可しないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

二 施設、設備若しくは物品（以下「施設等」という。）をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

三 その他管理運営上支障ののおそれがあるとき。

2 市民会館は、引き続き六日間を超えて利用することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第八条 市民会館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、市が自ら行政目的のため利用する場合は、この限りでない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、後納とすることができる。

(使用料の減免)

第九条 市長は、必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不返還)

第十条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(目的外利用等の禁止)

第十一条 利用者は、市民会館を許可目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(の設備等の許可)

第十二条 利用者は、の設備をし、又は備え付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の変更等)

第十三条 利用者が利用を取り消し、又は利用の内容を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(利用者等の義務)

第十四条 利用者及び入館者は、市長の指示に従い、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 施設の収容人員を超過しないこと。
 - 二 施設等をき損するおそれのある行為をしないこと。
 - 三 あらかじめ指定した場所以外で喫煙しないこと。
 - 四 市長の許可を受けた者のほか、市民会館の建物及び敷地内において物品の販売若しくは金品の寄附募集の行為をしないこと。
 - 五 利用が終わったとき又は利用許可を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 利用者が前項第五号の義務を履行しないときは、市長が利用者に代わり執行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第十五条 利用者は、市民会館の利用に際して、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合は、その全部又は一部を免除することができる。

- 2 市は、次条の規定に基づく利用許可の取消し等によって利用者が受けた損害については、その責めを負わない。

(利用許可の取消し等)

第十六条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可を取り消し、利用を制限し、又は退去させることができる。

- 一 利用許可の目的又は利用条件に違反したとき。
- 二 この条例又はこれに基づく規則等に違反したとき。
- 三 第十四条第一項各号の義務を怠ったとき。

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、市民会館に関し必要な事項は、市長が定める。

(廃止)

第十八条 市民会館を廃止するときは、地方自治法第二百四十四条の二第二項に定める議会の同意を得なければならない。

相馬市民会館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、相馬市民会館条例（平成二十五年相馬市条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定により相馬市民会館（以下「市民会館」という。）の利用の許可を受けようとする者は、相馬市民会館利用許可申請書（様式第一号。以下「利用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする日（利用しようとする日が引き続き二日以上であるときは、その初日とする。以下同じ。）の十二月前から十日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 条例第十二条の規定によりの設備をし、又は備え付け以外の器具の利用許可を受けようとする者は、第一項の利用許可申請書にその旨を記載しなければならない。

(利用の許可)

第三条 市長は、前条の規定による利用許可の申請書の提出があった場合において、その利用を許可するときは、相馬市民会館利用許可書・使用料領収書（様式第二号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

(附属設備の使用料)

第四条 条例別表に規定する規則で定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第五条 条例第九条の規定による使用料の減免の基準は、次のとおりとする。

- 一 市又は市の各行政委員会が主催して行うもの 百分の百
- 二 市又は市の各行政委員会が共催して行うもの 百分の八十（附属設備は除く。）
- 三 市又は市の各行政委員会が後援して行うもの 百分の五十（附属設備は除く。）
- 四 その他市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、相馬市民会館使用料減免申請書（様式第三号）を提出しなければならない。

(使用料の返還)

第六条 条例第十条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次に掲げる場合に応じて当該各号に定める額とする。この場合において、その額に百円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 一 利用者の責めによらない理由により利用できなかった場合 百分の百
- 二 利用者が利用を開始する五日前までに利用の取消しの申し出をし、市長が認める場合 百分の五十
- 三 その他市長が必要と認める場合 市長が定める額

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、相馬市民会館使用料返還申請書（様式第四号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書が提出された場合において、使用料の返還を決定したときは、相馬市民会館使用料返還決定通知書（様式第五号）を交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第七条 条例第十三条の規定により利用者が事前に利用を取り消し、又は変更しようとするときは、相馬市民会館利用許可取消（変更）申請書（様式第六号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、利用の取消し又は変更を許可するときは、相馬市民会館利用許可取消（変更）許可書（様式第七号）を交付するものとする。

(利用の延長等)

第八条 市長は、利用者が利用を開始した後において、利用時間の延長又は附属設備の追加の利用（以下「延長等」という。）を申し出た場合は、他の利用に支障のないときに限り、当該申出を認めることができる。この場合において、利用者は、直ちに当該延長等に係る使用料を納付しなければならない。

(職員の指示等)

第九条 利用者は、市民会館の利用に際し、当該職員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、市民会館の管理上、必要により当該職員が利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用時の整理)

第十条 利用者は、市民会館内外の秩序を保持し、入場者の安全を確保するために必要な整理に要する人員の配置その他の措置を講じなければならない。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、市民会館の管理又は運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に廃止前の相馬市民会館条例施行規則（昭和四十二年相馬市規則第十一号）の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

